

## お知らせ

令和4年11月7日  
総務部 行財政改革局 税務課

### 県税還付金の支払い遅延（およそ1か月程度）について

県では、本年9月26日より新しい県税システムの運用を開始しましたが、旧システムから新システムへ一部の納税者情報データが正確に移行できなかったことなどが判明し、11月中旬に予定していた県税（自動車税種別割、法人関係税、不動産取得税、個人事業税等）の還付が困難となりました。

県税の還付の時期は、法律や条例の定めはないものの、県が運用により月に1度お返ししているものであり、11月に還付予定の納税者の方々には、誠に申し訳ございませんが、12月還付時（12月中旬）に合わせてお支払いさせていただきます。

還付予定の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、現在、県税の還付にかかるデータの最終確認を進めており、今後は、新システムの安定的かつ正確な運用に向け全力で取り組み、再発防止に努めて参ります。

#### ○11月還付予定一覧

税目	件数	金額
自動車税種別割	2,488	47,921,900円
法人関係税	246	102,523,400円
その他（不動産取得税、個人事業税等）	137	9,764,369円
合計	2,871	160,209,669円

#### 【原因】

新システムへの移行に当たり、一部の方の納税者情報データ（住所、氏名等）を正確に移行できなかったこと、また、旧システムで既に発行していた納付書で納税した場合に、一部の方の納税が確認できなかったことなど、システム移行に係る問題が生じ、データの確認や手作業によるデータの修正等に時間を要した結果、11月還付の期限である10月末までに還付データを確定させることができなかったため。

愛媛県総務部行財政改革局税務課  
TEL：089-912-2201（直通）  
FAX：089-912-2199  
E-mail：zeimu@pref.ehime.lg.jp